

令和3年6月14日

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 鐘江 義広 様

福岡県農地中間管理事業評価委員会
委員長 磯田 宏

令和2年度農地中間管理事業に係る評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 評価の期間 平成2年4月1日から令和3年3月31日
- 2 評価委員名 磯田 宏、花田一美、宮田和浩
- 3 評価意見書 別紙のとおり

以上

令和2年度農地中間管理事業に係る評価意見書

1. 事業の実施状況について

令和2年度の貸付実績は449haと昨年度の2倍に回復したが、目標1,100haを下回った（達成率40.8%）。

増加の要因は、①円滑化事業との統合一体化に伴う移行、②県単事業「担い手規模拡大支援金」の活用によるところが大きいと思われる。

また、新たに2町が事業に取り組むとともに、貸付実績に合わせて担い手への農地集積面積も増加（県集積率55%）していることから、県の農業振興に対しては、一定程度貢献していると思われる。

しかしながら、令和2年度までの累積目標10,100haに対し、貸付実績累計は6,305ha（達成率62.4%）に止まっていることから、今後は、これまで以上に農地バンク機能を発揮し、事業推進することが求められる。

については、集落営農法人に対する推進に加え、「令和3年度農地中間管理事業の推進方針」にも掲げている農業委員会との連携強化、基盤整備事業との連携等により、更なる推進を図るとともに、集積の進んでいない地域・市町村に対する働きかけを強化する必要がある。

2. 事業の推進体制について

朝倉市災害復旧対応で地域推進員を1名増員するとともに、各農林事務所に配置した地域推進員や本部職員が、積極的に地域に足を運び、集落営農組織の法人化、簡易な基盤整備に関する話し合い等に出席するなど、地道な活動が行われていることは評価できる。

また解約等変更件数及び更新面積の増加による事務量の増加及び農地集約化の加速化が求められ、機構体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した一体的な推進が必要である。

事務手続きについては、円滑に処理できるよう、引き続き手続きの簡素化が求められる。

3. 関係機関等との連携について

農地集積面積の拡大を図っていくためには、県・市町村・農業委員会・JA等の関係機関、団体と連携が不可欠であり、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修会を7市町村で開催するとともに、農業委員・農地最適化推進委員へ活用事例集を配布した。更に3市において、担い手への農地集積を目的に借受農地管理等事業活用による遊休農地の解消に取り組んだ。また、全JAに事業推進を図り、常務会等で情報提供を行い連携に取り組んでいる。

今後は、人・農地プランの実質化・実践に向け、機構法改正で位置づけられた農業委員・農地利用最適化推進委員との連携を更に強化し、農地利用の集積・集約化に効率的に取り組む必要がある。

また、農地中間管理事業の目標を達成するためには、農地の出し手、受け手農家の要望に応じた個別の具体的な対応策を講じ、関係機関との連携をさらに強化する必要がある。

4. 農地の出し手の掘り起こしについて

農業委員・農地最適化推進委員へ活用事例集を配布し、機構事業のPRなどにより出し手の掘り起こしを実施している。

引き続きパンフレットやホームページ及びメディアを活用し周知を図るとともに、人・農地プランの実質化に向けた話し合いを活用し、制度に対する理解を得ることが必要である。

5. 農地の受け手の掘り起こしについて

担い手農業者との意見交換会を開催し、事業の周知や意見、要望を聴取するとともに、農地の集約については、3市において法人間のシャッフルを実施している。

なお、担い手への農地集積を促進するため、県事業「規模拡大支援金」や県新規事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」を活用するとともに、担い手との意見交換会を活発に開催し、更なる制度の周知を図る必要がある。

また、集落営農法人の中には、役員の高齢化等により経営継続が困難となりつつある法人も見られることから、担い手への集積が後退しないよう、永続性のある法人経営の確立に向け、引き続き関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

個別大規模農家に対しては、農地集積だけでなく集約が経営効率化に繋がることから、そうした集約のニーズを人・農地プランの圃場図の活用や担い手組織との情報交換等を通じて掘り起こしていくこと、及びそれに必要な支援策の検討も必要である。そして、個別の取り組みを進め、優良事例として、他地域への普及を図る必要がある。

6. 総括

元年度からの貸付実績の大きな落ち込みから反転、新たな局面への打開を図るため地帯毎の方向性を以下に示す。

(1) 水田地帯（地域の担い手の賦存状況に応じ区分）

① 農地集積を集落営農組織が牽引している地域

ア 集落営農組織が法人化を達成している地域

農地集積において中間管理事業の利用も進んだので、更なる活用を推進するとともに今後は農地の集約が必要。更に、永続性のある法人経営の確立に向け、関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

イ 法人化を達成できていない地域

利用が低位にとどまっており、まずは法人化をいかに進めるかが重要課題であり、県事業「規模拡大支援金」の活用が求められる。

② 個別大規模農家が牽引している地域

個別大規模農家において農地の集約並びに一体化（畦抜き・均平化等の簡易な耕作条件改善を含む）のニーズは確実に存在するものの、実質的に地権者の同意が必要になることや協力金の誘導力が弱いことなどから、農地中間管理事業の利用は低位にとどまっている。

したがって人・農地プランの圃場図の活用などを通じて地域の大規模農家同士の同意や地権者の実質的同意を得る具体的な推進方策と、県事業「規模拡大支援金」の活用が求められる。

③ 牽引する経営体がいまだに存在していない地域

農地中間管理事業で集積対象となる担い手の育成が急務であるから、文字どおり人・農地プランの早急な「実質化」と県新規事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」の活用が最も求められる。

担い手は、農地の集約だけではなく、基盤整備による農地の質的な改良により生産性や収益性が向上することを期待しているので、関係機関と連携し、基盤整備に関する対応を適切に行う必要がある。

(2) 水田地帯以外、特に樹園地地帯

事業等で団地化された園地でも、高齢化が進み遊休化する前に担い手へ集積する必要がある。機構集積協力金や各種事業を活用し、農地中間管理事業を介した担い手への園地集積に結びつけるための推進方策や支援が求められる。

以上の担い手賦存状況に対応した、農地中間管理事業の活用とそれを通じた担い手の育成強化の方向性を、県の「農地中間管理事業の推進方針」を踏まえながら、県、中間管理機構、並びに農業委員会、土地改良団体、JA等が一体的に推進していく必要がある。

なお、担い手への集約が進んでいない地域では、人・農地プランの実質化・実践のために、県新規事業「大区画化・集約化推進事業」、「農地利用調整システム」を活用して、県農林事務所・普及指導センター、JA等の関係機関、団体と密接に連携して市町村への特段の支援を図るとともに、市町村の状況に応じ、地域内での担い手確保を基本とし、近隣市町村の担い手を含めて担い手が農地を借りやすい仕組みづくりを進める必要がある。

更に、政府において中間管理事業の強化に向けた検討が進められており、本県においても、機構体制や関係機関との連携を始めとする推進体制の再構築が求められる。